

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種

病気や高齢化により体力が低下すると免疫力が弱くなり肺炎にかかりやすくなります。

この肺炎球菌の予防接種は、肺炎の発症率を抑え重症化を防ぐために有効な手段ですので、受けることをお勧めします。

申請から接種までの流れ

- うきは市役所保健課窓口またはうきは市民センター2階浮羽市民課窓口で申請してください。
- 申請書受け付け後、審査を行い対象となる方に「交付決定通知書（予診票）」を郵送します。
- 「交付決定通知書（予診票）」を、実施医療機関に提出し予防接種を受けてください。
※接種を受ける医療機関へあらかじめ予約の上、接種を受けてください。
※接種料金は、医療機関でお支払いください。

○定期接種（平成30年度対象者）	接種料金（自己負担額）
今までに成人用肺炎球菌の予防接種を受けたことがない方で、次のいずれかに該当する方 ①平成30年度中（平成31年3月31日まで）に 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方 ②接種日に60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫いずれかの機能に、日常生活活動が制限される程度の障がいをお有する方	4,000円 ※生活保護受給者は無料
	接種できる医療機関 うきは市内を含む福岡県内の医療機関で接種ができます。 ※接種ができない医療機関も一部ありますので、医療機関または市役所へお問い合わせください。

○任意接種 (定期接種の対象ではない方に対する市独自の助成制度) ※この助成制度も平成31年3月31日まで	接種料金（自己負担額）
定期接種の対象とならない方で以下の要件をすべて満たす方 ①予防接種を実施する日の属する年度の末日において満65歳以上の方 ②これまでにこの制度による助成を受けたことがない方 ③肺炎球菌の予防接種に対して健康保険の適用がない方 (過去に脾臓 ^{ひそう} の摘出手術をされた方は保険の適用があります。)	4,000円
	接種できる医療機関 うきは市内及び久留米市田主丸町の医療機関でのみ接種ができます。

65歳以上の未接種の方が助成制度を利用できるのは今年度まで

平成31年度以降、予防接種費用の助成を受けることができるようになるのは、当該年度に65歳になる方だけです。

この法律制定に向け、既に65歳以上となっている人が接種費用の助成を受けられるように、平成26年度から5年間に限り経過措置として予防接種費用の助成制度が設けられました。平成30年度はその最終年度になります。

平成31年度以降、昭和29年4月1日以前に生まれた方は接種費用の助成を受けられなくなりますので、今までに接種費用の助成制度を利用したことがない方は、今年度中に予防接種を受けることをお勧めします。